

# 広報みの

Public information paper of Mino

2022年  
12月1日  
No.992

美濃和紙のクリスマスツリー  
12月1日～12月25日 点灯



P22 (最終ページ) に「灯油引換券」あります



## 子育て世帯 負担軽減給付金

物価高騰などによる子育て世帯の負担軽減を図るため、子育て世帯に新たな給付金の支給を実施します。  
対象となる世帯には、12月初旬ごろまでに案内を送付します。

**【支給額】** ※本給付金は課税対象になります  
**一世帯当たり 2万5千円**

※県の基準額1万5千円+美濃市上乘せ分1万円

- ◆支給対象者／次のいずれかに該当する方（ただし、令和4年10月31日時点で、岐阜県内に住所を有していることが条件です。）
- ① 令和4年11月分の児童手当の受給者
  - ② 令和4年11月分の児童手当を受給している公務員の方
  - ③ 令和4年10月31日時点で高校生等（平成19年4月2日～平成19年4月1日生まれ）の児童の主たる養育者（保護者の所得が児童手当の支給対象となる金額と同等未満の場合）

- ◆給付金の支給手続き／支給対象者①に該当している方は申請不要（児童手当の振込先口座に支給します。）
- ・支給対象者②または③に該当する方は支給申請が必要です。（12月中に申請書等の必要書類を送付します。必要事項を記入の上、福祉子ども課窓口へ直接か、郵送で提出してください。）
- ◆提出の締切り／令和5年1月31日（火）必着
- ◆問い合わせ先／福祉子ども課（内線156・157）

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金）

物価高騰などにより特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対して新たな給付金の支給を実施します。

**【支給額】**  
**一世帯当たり 6万円**

※（国の基準額5万円+美濃市上乘せ分1万円）

- ◆支給対象者／9月30日以前から美濃市に住民票がある方で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主
- ① 世帯全員が、令和4年度分の住民税が非課税である世帯
  - ② ①以外の世帯で、予め令和4年12月までの家計が急変し、世帯全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情があると認められる世帯

- ◆給付金の支給手続き／上記①に該当している世帯は、11月下旬に送付された「確認書」に必要事項を記入の上、福祉子ども課窓口へ直接か、郵送で提出してください。上記②に該当している世帯は、給付金を受け取るにあたり申請が必要です。申請書は、同課窓口にて配布もしくはホームページからダウンロード可。
- ◆提出の締切り／令和5年1月31日（火）必着
- ◆問い合わせ先／福祉子ども課（内線156・157）

## 住民税均等割のみ 課税世帯特別給付金

物価高騰などに直面する方への支援として、住民税非課税世帯等臨時特別給付金（6万円）の対象とならない世帯のうち、住民税均等割のみの課税世帯に、本市独自の施策として給付金の支給を実施します。

**【支給額】**  
**一世帯当たり 5万円**

※（美濃市独自支援）

- ◆支給対象者／令和4年9月30日（基準日）以前から本給付金の申請日まで美濃市に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯の世帯主
- ① 世帯全員が、令和4年度分の住民税均等割のみが課税されている世帯
  - ② 令和4年度分の住民税が均等割のみ課税されている方および令和4年度分の住民税が非課税である方のみで構成されている世帯

- ◆給付金の支給手続き等／12月上旬以降に「確認書」を送付します。必要事項を記入の上、福祉子ども課窓口へ直接か、郵送で提出してください。
- ◆提出の締切り／令和5年1月31日（火）必着
- ◆問い合わせ先／福祉子ども課（内線156・157）



## 確定申告はスマートフォンや 自宅のパソコンで作成できます!

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、確定申告書の提出は電子申告または、郵送による提出にご協力ください。

### 【確定申告書の作成について】

令和5年1月上旬から、国税庁のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書の作成ができます。画面の案内に従って、金額などを入力すれば税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。  
※詳しくは『作成コーナー』で検索



作成コーナー



### 【作成した申告書の提出方法】

■電子申告(e-Tax)による提出  
マイナンバーカードおよび対応のパソコン、スマートフォンをお持ちの方はそのまま電子的に提出できます。

### ■郵送による提出

印刷した書面を税務署へ郵送してください。コンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷することもできます。

### 【確定申告相談会場について】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所での確定申告相談は昨年に引き続き例年より規模を縮小して行います。また、各地域ふれあいセンターでの確定申告相談は行いません。

※詳細については、広報みのの2月1日号でご案内します。

問い合わせ先/税務課

(内線123)

## 健康の入口は「歯」から!

## 8020運動推進事業表彰

80歳以上で自分の歯が20本以上ある方に贈るこの表彰は、美濃市と美濃歯科医師会が共催するもので、歯の健康管理の大切さ、生涯を通じた生活の質の向上を図り、健康の保持促進を目的としています。

(敬称略・地区別50音順)

### ■美濃地区(6名)

遠藤 光子・後藤 長久  
坂口 國武・西部 耕一  
平田 富恵・宮木 豊子

### ■洲原地区(4名)

井戸 貞子・瀬瀬 久雄  
樋口 眞吉・若園 芳美

### ■下牧地区(6名)

岩原 順子・河合 正俊  
後藤 紀男・西村八洲郎  
野倉 金幸・平林 幸子

### ■上牧地区(2名)

佐藤吉余子・山田 等

### ■大矢田地区(6名)

井川 春雄・井上 陸  
後藤 昭夫・後藤 哲夫  
近藤 茂子・佐藤 勝芳

### ■藍見地区(4名)

酒井 政美・高井 照子  
林 久美子・古田 郁子

### ■中有知地区(8名)

清水 信子・手塚美須子  
中田 富子・古田 八重  
松本 茂保・宮部 朝子  
山口 登子・山口 道子



問い合わせ先/保健センター

(☎333・0550)



令和5年度「スポーツ団体登録」、  
「定期利用」の受付が始まります

スポーツ団体登録をすると、体育施設利用料の割引対象となります。  
仲間とスポーツを楽しんで、健康年齢5歳アップを目指しましょう！

【登録の対象となる団体】

次の条件をすべて満たすスポーツ団体

- ①市内在住・在職・在学の10名以上で構成され、代表者および団体構成員の5割以上が市内に住所を有すること
- ②毎月1回・年間12回以上の活動をしている(する予定がある)こと

※未成年の団体においては、必ず成人の指導者または責任者がいること

【登録期限】

随時受付可

※ただし、4月1日から割引を適用させたい場合は、令和5年2月9日(木)までに人づくり文化課(☎35・2711)まで団体登録申請書を提出してください。詳しくは、同課まで



【利用割引対象となる施設】

美濃市内の体育施設

【登録料】

無料

小中学校グラウンド、体育館、生涯学習センター等の定期利用受付開始

定期利用とは決まった日に小・中学校グラウンド・体育館および生涯学習センターを利用することです。

定期利用対象となる施設		定期利用対象となる日
学校	体育館	月曜～土曜の夜間 ※日曜の定期利用不可 ※土、日の日中は小中学生団体の雨天時利用のみ受付けます。
	グラウンド	土、日の日中のみ ※各中学校のグラウンドは部活動優先
生涯学習センター等	体育館	月曜～土曜 ※日曜は小中学生団体の雨天時利用のみ受付けます。
	グラウンド	月曜～日曜の日中
	会議室	月曜～日曜の日中

- ◆対象者／スポーツ団体登録をした者もしくは以下の条件をすべて満たす団体
- ①市内在住、在職、在学の10名以上で構成され、代表者および団体構成員の5割以上が市内に住所を有すること。
  - ②毎月1回、年間12回以上の活動をしている(する予定がある)こと
- ※未成年の団体においては、必ず成人の指導者または責任者がいること
- ◆申し込み／令和5年1月6日(金)までに令和5年度定期利用申請書の人づくり文化課(☎35-2711)まで提出してください。詳しくは、同課まで

## ◆ほほえみ教室相談員／

内容／ほほえみ教室に通室する児童、生徒の教育相談対応

勤務形態／週5日 週20時間まで

必要とする資格など／教員免許状または支援員経験者

※障がいのある方の採用も、任用条件に従い採用します。

## ◆採用開始時期／令和5年4月1日

◆採用条件等／会計年度任用職員制度の市の規定による。原則、社会保険または雇用保険に加入します。勤務条件により、加入保険に変動があります。

◆試験日(面接)／令和5年1月下旬～3月初旬を予定

◆申し込み／1月5日(木)から1月20日(金)までに、所定の申込書に必要事項を記入の上、学校教育課へ提出してください。申込書は、同課窓口または美濃市ホームページからダウンロードできます。

## ◆採用についての説明会

と き／1月6日(金)午後4時から

ところ／美濃市教育委員会 会議室

申し込み／不要

その他／説明会参加は、採用の条件ではありません。

※詳しくは、市ホームページまたは学校教育課(☎35-2711)まで

## 町並み案内ボランティア会員募集

◆活動内容／うだつの上がる町並みなどを訪れる観光客などに町並みの歴史や特徴を伝える観光案内ボランティア

◆活動時間／観光ツアーなどの事前依頼に対応するため、時間は不定期(会員の都合の良い時間に活動ができます)

◆その他／会員のための勉強会なども随時行っています。「もう一度、美濃にきたい。」と思える分かりやすい案内を心がけていますので、ぜひ入会して、一緒に楽しく学び、魅力ある町並みの案内をしてみませんか。外国語が出来る方も大歓迎です。

※詳しくは、旧今井家住宅・美濃史料館(☎33-0021)まで



<人づくり文化課>

## 募集



## 小・中学校非常勤講師などを募集

## ◆小中学校少人数指導員／

内容／少人数等教科での授業指導

勤務形態／週5日 35時間まで

必要とする資格など／教員免許状を所有(本年度末取得見込み可)

## ◆学校図書館司書職員／

内容／学校図書館運営、読書指導

勤務形態／週5日 35時間まで

必要とする資格など／図書館司書または司書教諭の資格を所有(本年度末取得見込み可)パソコンで表計算・ワープロソフトを操作できること

## ◆小中学校心の相談員／

内容／児童、生徒の相談対応

勤務形態／週5日 20時間まで

必要とする資格など／教員免許状または相談員経験者

## ◆小中学校特別支援員／

内容／特別な支援および合理的配慮を必要とする児童生徒への支援

勤務形態／週5日 週25時間まで

必要とする資格など／教員免許状または支援員経験者

## ◆小中学校英語指導助手／

内容／小学校の外国語活動や小中学校の英語の授業における指導助手

勤務形態／勤務日数および勤務時間数は担当学校の授業時間による

必要とする資格など／教員免許状または英語指導の資格

※以上の非常勤講師は、原則長期休業中の勤務を含みません。

## ◆外国人英語指導助手／

内容／小学校の外国語活動や小中学校の英語科の授業におけるコミュニケーション指導助手

勤務形態／1日7時間 週35時間

必要とする資格など／英語を母国語とする者またはそれに準ずる者で日本語での会話ができること

## ◆ほほえみ教室指導員／

内容／ほほえみ教室(適応指導教室)に通室する児童生徒の教育相談・指導・保護者等からの相談対応

勤務形態／週5日 週29時間まで

必要とする資格など／教員免許状または心理学に関する資格

## 男女共同参画「ものづくり講座」を開催

## 『実用的！はじめての家具作りレッスン！』

家具の組み立てが苦手、または作ったことがないという方、みんなで一緒に作ってみましょう。



## ◆とき／

12月17日(土)

午後1時30分～午後3時30分

## ◆ところ／美濃市中央公民館 3階展示室

## ◆内容／ベンチの組立て

## ◆定員／16名(先着順) ※一度に申し込みできる人数は2名まで

## ◆参加費／1,000円

## ◆持ち物／軍手、電動ドライバー(※お持ちの方のみ)

## ◆申込期間／12月5日(月)午前9時～12日(月)

## ◆申し込み／次のいずれかの方法で申し込み

(1) スマホ等の場合は下の二次元コードより

(2) 総合政策課にて備え付け申込用紙へ記入

申し込みはこちら →



※詳しくは、総合政策課(内線342)まで

## お知らせ



## 令和5年美濃市二十歳を祝う会のお知らせ

## ◆とき／令和5年1月8日(日)午前10時から(受付は午前9時20分から)

## ◆ところ／美濃市文化会館

## ◆該当者／平成14年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で在住者(市外へ転出された方で美濃市の二十歳を祝う会に出席したい方は中央公民館へ申し出てください)

## ◆その他／案内状は12月中旬に発送します。



※詳しくは、中央公民館(☎33-1102)まで

## 乙女坂市営墓地の使用者を募集

## ◆応募資格／令和4年11月1日現在市内に住所を有する方で、同じ世帯で乙女坂市営墓地を使用していない方

## ◆墓地の場所／乙女坂市営墓地(美濃市乙女坂1718番地)

## ◆募集区画数／11区画(予定)

## ◆使用料金／20万円

## ◆申込期間／12月12日(月)～26日(月)

応募できる区画は、一世帯あたり一区画です。

応募者多数の場合および使用する区画の位置は抽選により決定します。

## ◆抽選日／令和5年1月29日(日)

会場：防災・中央コミュニティセンター

※市役所隣接の建物

## ◆申し込み、問い合わせ先／市民生活課(内線176)まで

## 催し・講座



次の全ての催しは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、入場者等の制限を設けるなどのほか、急遽中止となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 古城山イベント2022 第3弾 昼食付

## 「簡単スミヤケール」で炭焼き体験

## ◆とき／12月25日(日)午前10時～午後2時(小雨決行)

## ◆ところ／古城山環境保全モデル林(ふれあいの森)内(武義高校東側の山)

## ◆内容／山から木を持ってきて、炭窯に入れるまで炭焼きの一連の流れを体験できます。焼いた炭を持ち帰りたい場合は申し込み時に申し出てください。【お昼はシェフの作るお楽しみ料理もあるよ】

## ◆定員／20人(先着順) 持ち帰りは先着5組 ※定員になり次第、受付終了

## ◆参加費／

炭持ち帰り	あり	なし
大人	1,000円	500円
子ども		200円

## ◆持ち物／軍手、帽子、タオル、飲み物、虫よけ、マスク等(コロナ対策のため)

## ◆服装／長袖、長ズボン

## ◆受付／12月1日(木)午前8時30分から

## ◆申し込み／産業課までファクス(31-0052)、またはEメール(sangyou\_280@city.mino.lg.jp)のいずれかで、12月15日(木)までに申し出てください。

※詳しくは、産業課(内線265)まで

## 建物を取り壊しの場合は届出をしてください

建物を取り壊したり、譲った方は、12月21日(水)までに税務課へ「不動産異動届」を提出してください。



「不動産異動届」は美濃市ホームページの「税務関係申請書ダウンロード」より入手できます。

なお、法務局にて滅失・所有権移転等の登記をした建物については、届出の必要はありません。

《注意点》

◆未登記建物を譲った場合／新旧の持ち主の実印等が必要です。

※詳しくは、税務課(内線125・126)まで

## 太陽光発電設備を設置した方は償却資産の申告が必要です

個人や法人で事業を行っている方が所有する構築物や機械、備品などの事業用資産を償却資産といい、それらの資産は市へ償却資産の申告をしてもらう必要があります。

太陽光発電設備もこの償却資産に該当し、申告の対象となる場合があります。

以下の「設置者および発電規模別の課税区分」を参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認の上、申告の対象となる場合には、申告書の提出をお願いします。

提出書類が必要な方は郵送しますので下記までご連絡ください。



### 【設置者および発電規模別の課税区分】

	全量売電・余剰分売電(10kw以上)	余剰分売電(10kw未満)
法人	申告対象	申告対象
個人(事業用)	申告対象	申告対象
個人(住宅用)	申告対象	申告対象外

※詳しくは、税務課(内線125・126)まで

## 「障害者週間」 12月3日～9日

「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定され、全国的にさまざまな意識啓発に係る取組を展開しています。同週間をきっかけに障がいについて理解を深めましょう。

<福祉子ども課>

## 事業主のみなさまへ

### 消費税のインボイス制度に対応するためには、適格請求書発行事業者の登録が必要です

令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まります。令和5年10月からインボイスを交付するためには原則として登録申請を行う必要があります。登録を予定している事業者の方は期間に余裕を持って申請してください。

◆登録申請の受付期間／

10月1日～令和5年3月31日まで

◆その他／インボイス制度の詳細は、特設サイトで確認することができます。

※詳しくは、関税務署(☎22-2233(音声ダイヤル「2」を選択))まで

特設サイト



<税務課>

## 特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

使用者も、労働者も、1時間当たりの賃金額が最低賃金額以上となっているかどうか、必ず確認しましょう。

※詳しくは、岐阜労働局賃金室(☎058-245-8104)またはお近くの労働基準監督署まで

### 岐阜県の特定(産業別)最低賃金

産業別	時間額	適用期間
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	929円	令和4年12月21日から
自動車・同附属品製造業	972円	
航空機・同附属品製造業	991円	

<産業課>

## 第74回人権週間 12月4日～10日

「誰か」のこと じゃない。

～ 虐待 いじめ 差別のない社会へ ～

12月4日から10日までの1週間は、「人権週間」です。皆さんもこの人権週間に、身近なことから人権を考えてみませんか。

◆人権問題や悩み事などでお困りの方は、人権擁護委員または法務局にご相談ください。

※相談は無料で、秘密は固く守られます。

◆美濃市人権擁護委員(敬称略)

委員	
古田由美子	井上 司
秋山 成美	松並 正樹
野倉 照子	平林津奈子

※詳しくは、岐阜地方務局人権擁護課(☎058-245-3181)まで

<福祉子ども課>